

愛媛大学における求職者等に対するセクシュアル ハラスメント等の防止に関する活動指針

〔 令和8年9月9日 〕
制 定

愛媛大学（以下、「本学」という。）は、求職活動等に関連するすべての場面において、求職者等の人格及び人権を尊重し、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止を図るものとする。

第1 基本方針

本学の教職員等は、「国立大学法人愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」の第3第1項に規定する求職者等に対し、その人格及び人権を尊重し、公正かつ適切な対応を行う。

第2 定義

- 1 「教職員等」とは、本学の教員及び職員のみならず、派遣労働者その他本学の指揮命令の下で業務に従事する者を含むものとする。
- 2 「求職者等」とは、求職者その他これに類する者として、本学の採用に資する活動に参加する者又は教育実習、看護実習その他の実習を受ける者をいう。
- 3 「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動及び求職者等が行う職業の選択に資する活動をいう。
- 4 「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、教職員等による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

第3 対象となる場面

本指針は、採用面接、就職説明会、研究室訪問、教員間の紹介・面談、インターンシップ、教育実習、看護実習その他求職活動等に関連するすべての接触の機会に適用する。

第4 禁止事項

教職員等は、求職者等に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 採用選考、実習その他求職活動等に関係のない私生活又は性的事項に関する質問
- 2 相手の意思に反する身体的接触その他の性的言動
- 3 私的な関係の要求

4 採用への影響を示唆するなど、求職者等に不利益又は不安を与える不適切な言動

第5 求職活動等における対応方法

教職員等は、求職活動等において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 求職者等との面談その他求職活動等に関連する接触は、原則として学内施設又は本学が指定するオンライン環境において実施するものとする。
- 2 私用のメールアドレス、個人所有の携帯電話又はSNS等を利用して求職者等に私的な連絡は行わないものとする。
- 3 教員間の紹介や個別面談等は、求職活動等に関連する適切な範囲において実施するものとし、求職者等に不快感を与え、又は誤解を生じさせるおそれのある言動を行ってはならない。
- 4 求職者等との面談その他の接触に当たり、その態様が不適切な接触と受け取られることのないよう、時間、場所及び方法に十分配慮しなければならない。

第6 相談体制

- 1 本学は、求職者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置し、求人関係資料及び本学公式ウェブサイト等により周知する。
- 2 相談対応に当たっては、相談者その他関係者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

第7 不利益取扱いの禁止

本学は、求職者等が相談又は問題提起を行ったことを理由として、当該求職者等に対し採用選考その他の場面において不利益な取扱いを行わない。